

記入例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 2× 年度)

平成 年 4月 日

さいたま市長 殿

報告書の当該年度を記入

報告書の提出日を記入

単位は「トン」で記入。「トン」以外で交付している場合には、換算表を参考に換算して記入

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入

報告者  
住所 埼玉県さいたま市 区1  
氏名 (株)さいたま建設 代表取締役 さいたま 太郎  
(法人にあっては名称及び  
電話番号 048 -

排出者の業種を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 2× 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(株)さいたま建設 支店				業種	総合工事業		
事業場の所在地		さいたま市 区2 -				電話番号	048 -		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック	20	7	101xxxx xxxx	運送(株)	埼玉県 市	11xxxx xxxx	(株)× 産 業	
2	廃プラスチック	10	5	同上	同上	さいたま市 区	101xxxx xxxx	(有) 興 業	
3	がれき類	150	20	101xxxx xxxx	(有) × 土木	さいたま市 区	101xxxx xxxx	工業(株)	
4	がれき類 (石綿含有)	5	2	101xxxx xxxx	環境(株)	県 市×	24xxxx xxxx	(株) × 開 発	

備考

- この報告書は、平成2×年度までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の事業場が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物」と記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬委託した又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

石綿含有産業廃棄物に関しては、別に記入

運搬先と同一の場合は省略可

別紙（参考様式）

区間委託・再委託の場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載

区間委託を行なった場合は、上段に第1区間、下段に第2区間を委託した業者を記載

別紙の総数と当該ページ数を記載

報告年	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	事業場の名称	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	支店	別紙番号	1 / 1
5	廃プラスチック	10	4	101xxxxx xxxxx	x運輸(株)	埼玉県 市	xxxxxx xxxxxx	x 環境(株)	県 市
	区間委託			11xxxxx xxxxx	(株) 運送	県 市	同上	同上	
6	がれき類	8	2	101xxxxx xxxxx	(有) x土木				
	再委託			101xxxxx xxxxx	建設(有)	埼玉県 市	11xxxxx xxxxxx	(株) 総業	

区間委託の場合、積替え保管先の住所を記載

再委託を行なった場合は、上段に元の受託者、下段に再受託者を記載

- 備考
- この別紙は報告の対象となる産業廃棄物の種類が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。
  - 報告年度には、元となる報告書（様式第三号）の表題と同じ年度を記載すること。
  - 事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。
  - 別紙番号には、分母部分に別紙の総数を記載し、分子部分に当該別紙の番号を記載すること。

## 作成時の注意点

1. さいたま市内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場（例：工事現場等）が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出してください。
2. 業種は日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。複数の事業を行なっている場合は、主たる事業に該当する項目を記入してください。
3. 産業廃棄物の種類は廃棄物処理法の区分に準拠します。ただし、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合（電気製品等）にあっては、混合廃棄物として取扱うことも可能です。
4. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、含まれないものと分けて記入してください。
5. 区間を区切って運搬を委託した場合（積替え保管等を行なう場合）又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてもすべて記入してください。
6. 産業廃棄物の排出量は「トン」で報告してください。「トン」以外で交付・管理等している場合においては、環境省が作成した換算表を参考に記入してください。
7. 記入欄が足りない場合は、再び様式第3号を利用するか、「参考様式」を使用してください。また、記入内容が同じであれば用紙を独自に作成してもらってかまいません。ただし、その場合でも1枚目は必ず法定様式を用いてください。

この報告は、特別管理産業廃棄物についてだけでなく、すべての産業廃棄物についての報告となります。

特別管理産業廃棄物以外にも産業廃棄物の処理を委託している場合には、それについても報告の対象となりますので注意してください。